

「交通安全に関する特別世論調査」の概要

平成17年 1月
内閣府政府広報室

- 調査対象 全国20歳以上の者3,000人
有効回収数：2,048人（回収率68.3%）
調査期間 平成16年12月9日～12月19日
- 調査目的 交通安全に関する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とする。
- 調査項目 (1) 改正道路交通法一部施行について知っていたか
(2) 夜間歩行用の反射材用品等について
(3) 高齢者の交通事故を防ぐための対策
- 調査実績 「交通安全に関する世論調査」（平成15年5月）

<お願い>

本資料の内容を引用された場合、その掲載部分の写しを下記宛に御送付ください。

**内閣府大臣官房政府広報室
世論調査担当**

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
電話 03(5253)2111 内線 82780～82783

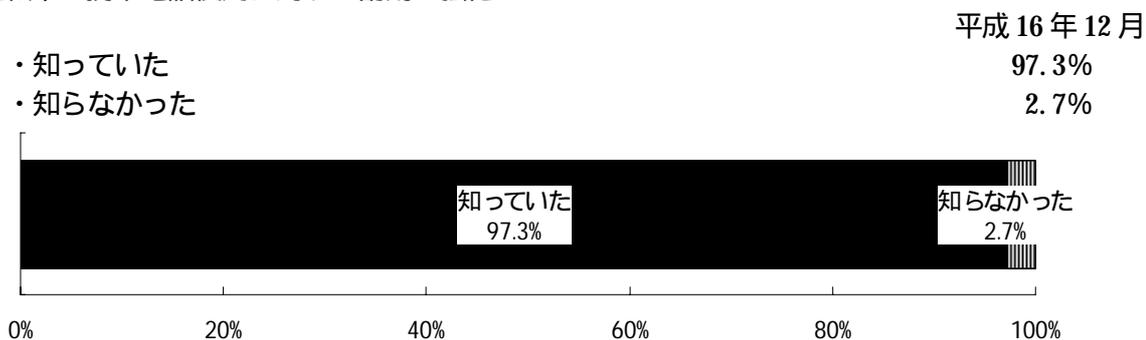
「交通安全に関する特別世論調査」の要旨

平成 17 年 1 月
内閣府政府広報室

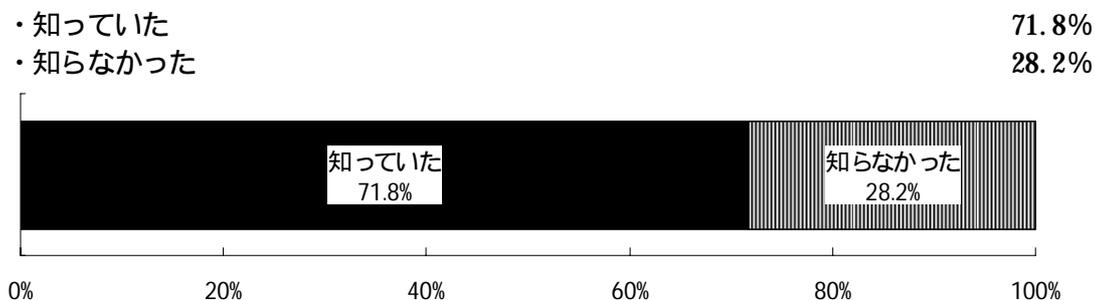
調査時期：平成 16 年 12 月 9 日から平成 16 年 12 月 19 日
調査対象：全国 20 歳以上の者 3,000 人
有効回収数：2,048 人 (68.3%)

1 改正道路交通法一部施行について知っていたか

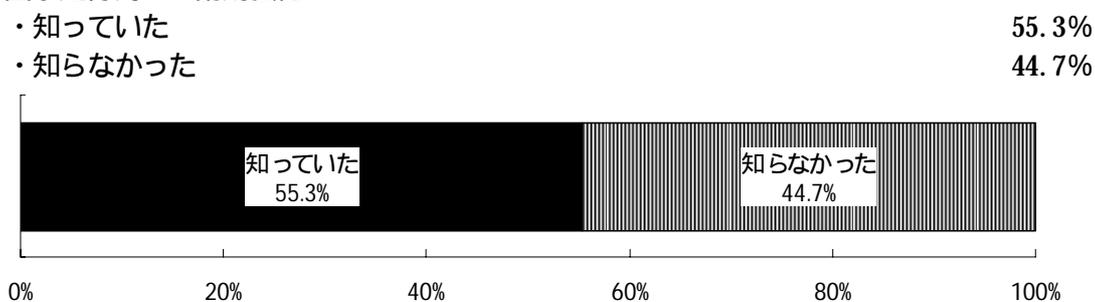
(1) 運転中の携帯電話使用に対する罰則の強化



(2) 飲酒検知拒否への罰則引き上げ



(3) 集団暴走行為への罰則強化



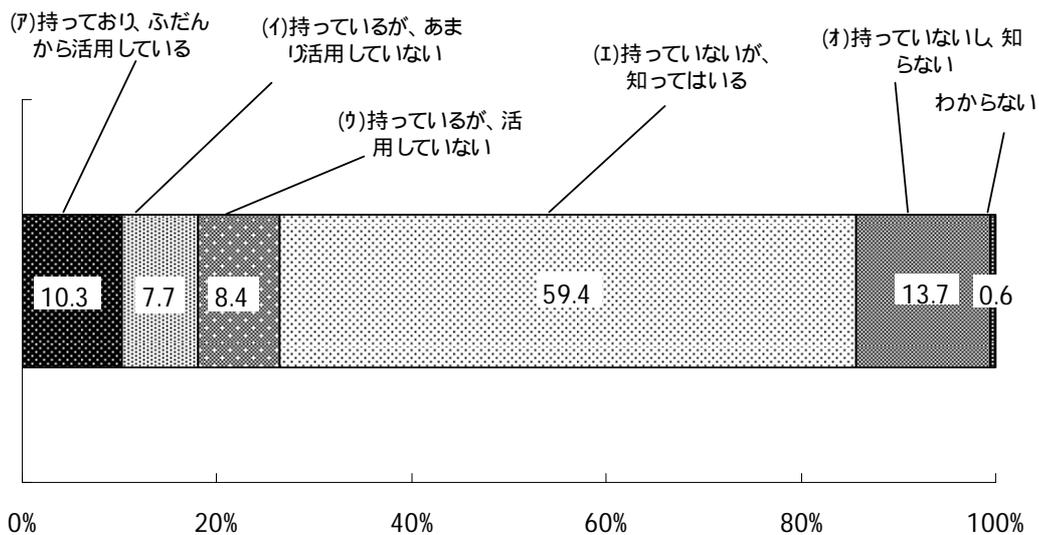
2 夜間歩行用の反射材用品等について

(1) 反射材用品等を持っていたり活用していたりするか

夜間の歩行用として反射材用品または反射材が組み込まれた身の回り品を持っていたり活用していたりしているか

平成 16 年 12 月

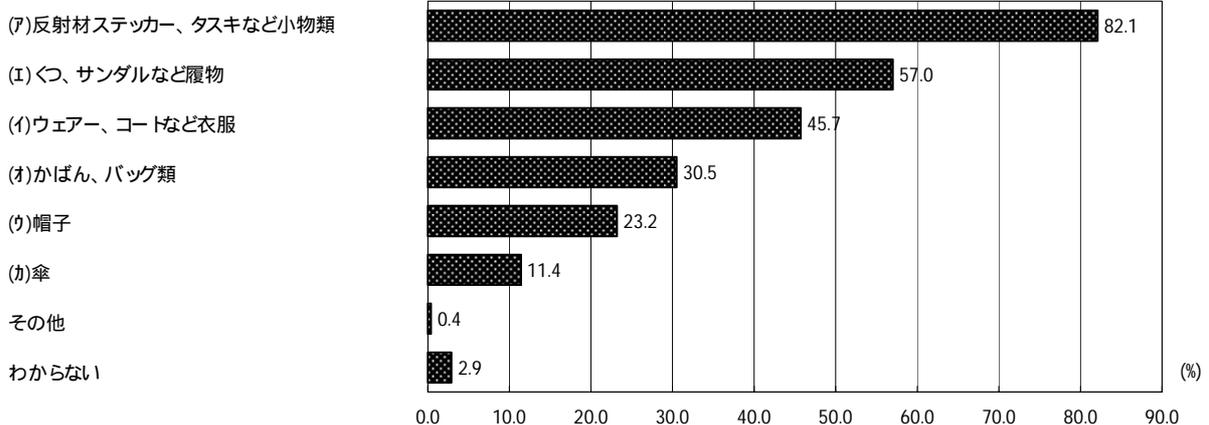
・持っており、ふだんから活用している	10.3%
・持っているが、あまり活用していない	7.7%
・持っているが、活用していない	8.4%
・持っていないが、知ってはいる	59.4%
・持っていないし、知らない	13.7%
・わからない	0.6%



(2) 反射材用品等で知っているもの(「反射材用品等を知っている」とした者(1,756人))(複数回答)

夜間の歩行用の反射材用品または反射材が組み込まれた身の回り品としてどのようなものを知っているか

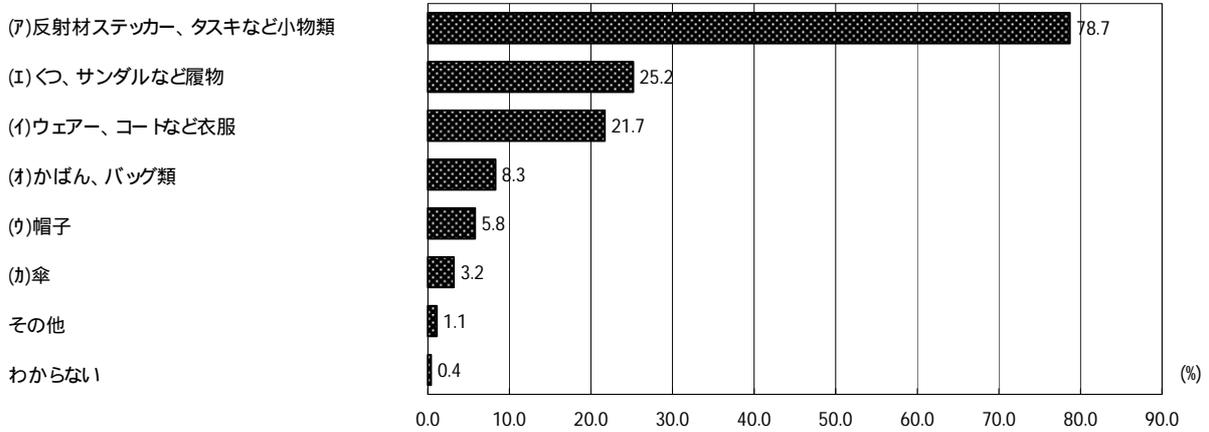
・反射材ステッカー、タスキなど小物類	82.1%
・くつ、サンダルなど履物	57.0%
・ウェア、コートなど衣服	45.7%
・かばん、バッグ類	30.5%



(3) 反射材用品等で持っているもの(「反射材用品等を持っている」とした者(539人))(複数回答)
 夜間の歩行用の反射材用品または反射材が組み込まれた身の回り品としてどのようなものを持っているか

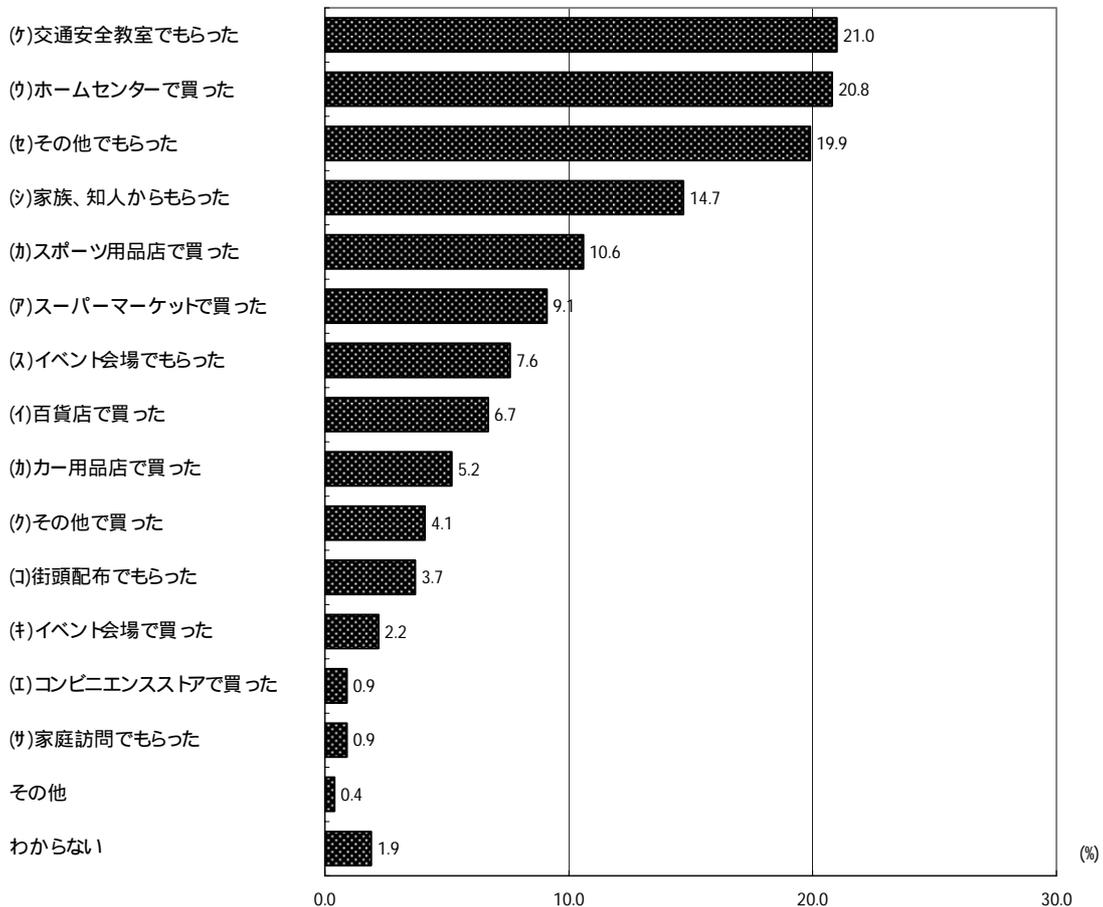
平成16年12月

- ・反射材ステッカー、タスキなど小物類 78.7%
- ・くつ、サンダルなど履物 25.2%
- ・ウェア、コートなど衣服 21.7%



(4) 反射材用品等の入手方法(「反射材用品等を持っている」とした者(539人))(複数回答)
 夜間の歩行用の反射材用品または反射材が組み込まれた身の回り品をどのようにして手に入れたか

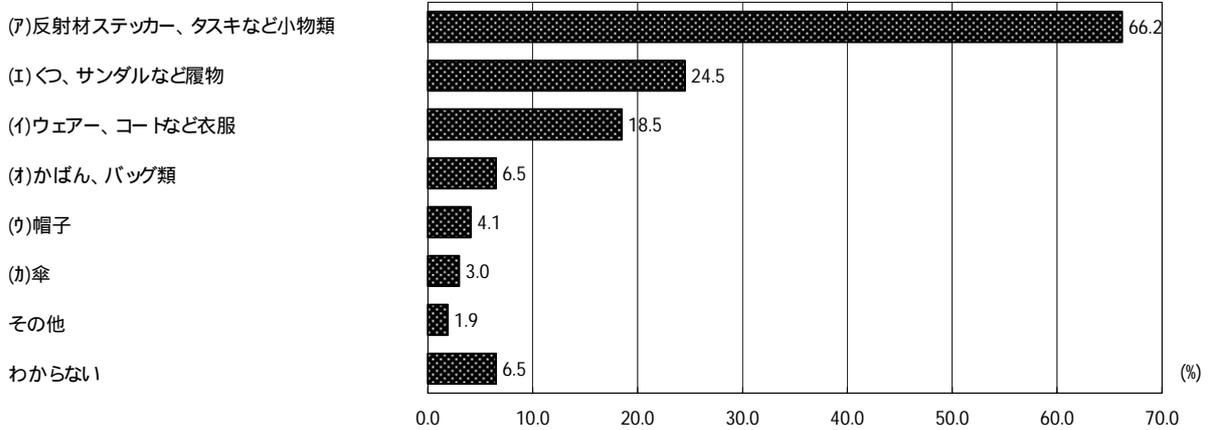
- ・交通安全教室でもらった 21.0%
- ・ホームセンターで買った 20.8%
- ・その他でもらった 19.9%
- ・家族、知人からもらった 14.7%
- ・スポーツ用品店で買った 10.6%



(5) 反射材用品等で活用しているもの(「反射材用品等を活用している」とした者(367人))(複数回答)
 夜間の歩行用の反射材用品または反射材が組み込まれた身の回り品としてどのようなものを活用しているか

平成 16 年 12 月

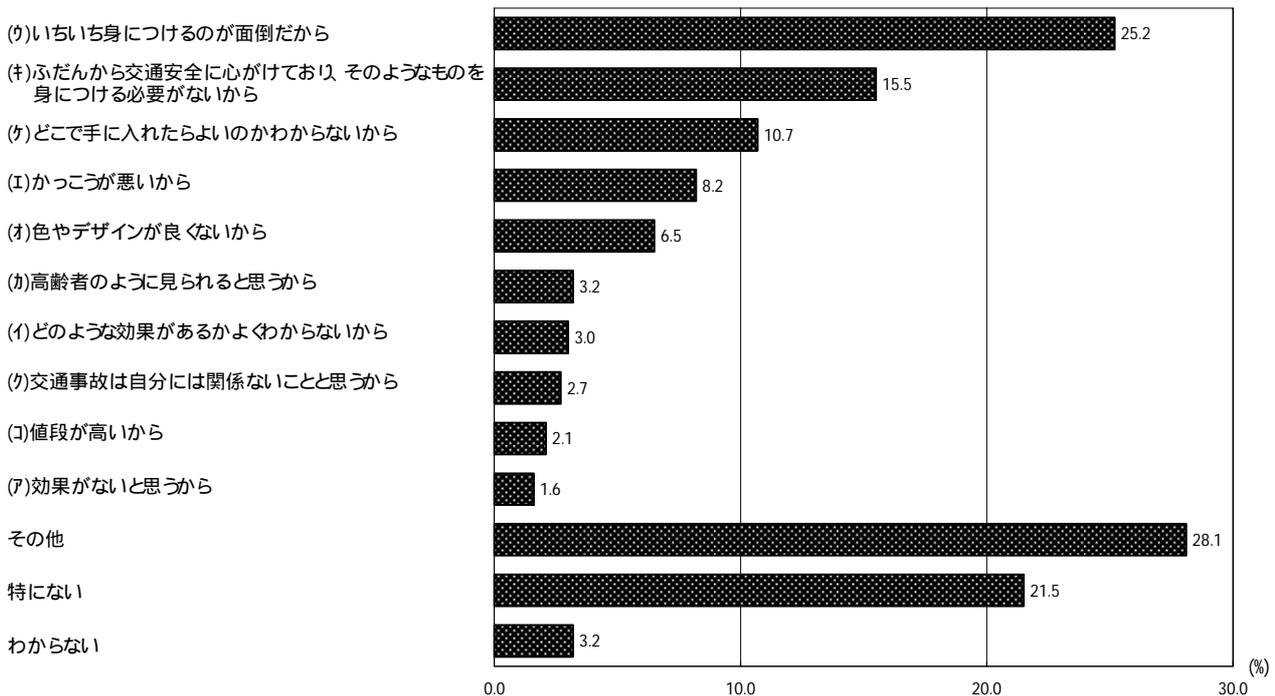
- ・ 反射材ステッカー、タスキなど小物類 66.2%
- ・ くつ、サンダルなど履物 24.5%
- ・ ウェアー、コートなど衣服 18.5%



(6) 反射材用品等を持たなかったり活用しなかったりする理由(「反射材用品等を持っていない」または「反射材用品等を活用していない」とした者(1,546人))(複数回答)

夜間の歩行用の反射材用品または反射材が組み込まれた身の回り品を持たなかったり活用しなかったりする理由は何か

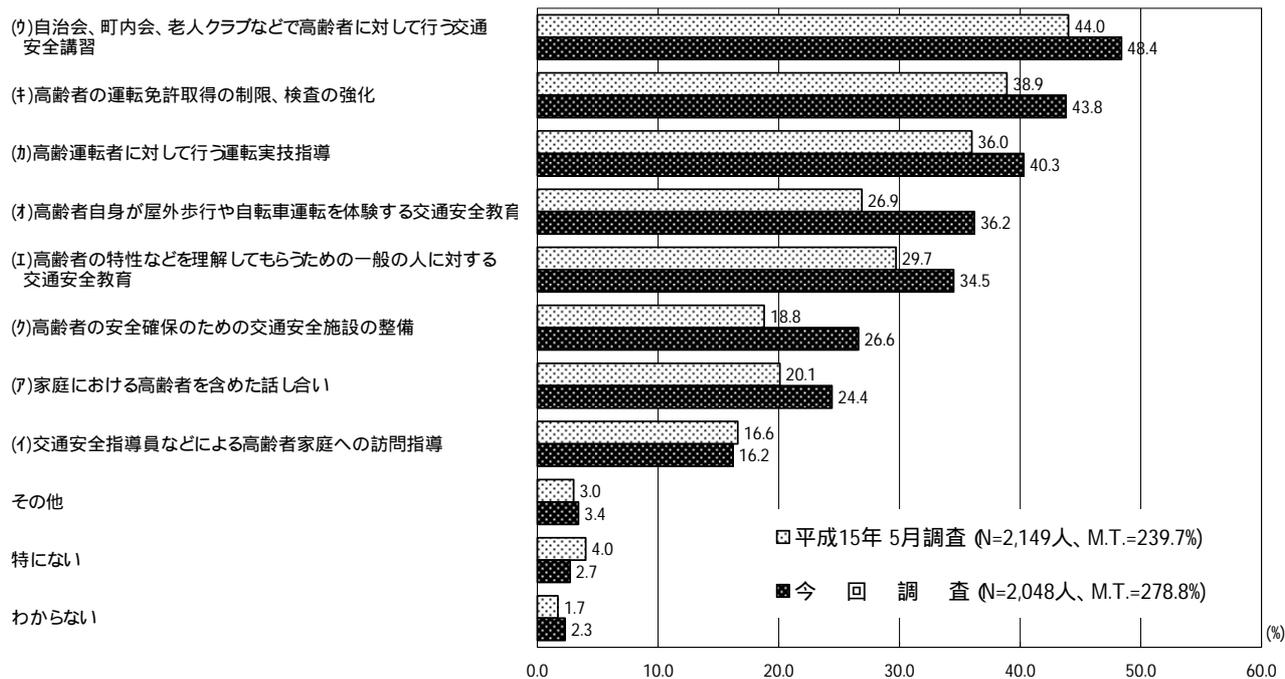
- ・ いちいち身につけるのが面倒だから 25.2%
- ・ ふだんから交通安全に心がけており、そのようなものを身につける必要がないから 15.5%
- ・ どこで手に入れたらよいのかわからないから 10.7%
- ・ その他 28.1%
- ・ 特にない 21.5%



3 高齢者の交通事故を防ぐための対策（複数回答）

平成 15 年 5 月 平成 16 年 12 月

・自治会、町内会、老人クラブなどで高齢者に対して行う交通安全講習	44.0%	48.4% (増)
・高齢者の運転免許取得の制限、検査の強化	38.9%	43.8% (増)
・高齢運転者に対して行う運転実技指導	36.0%	40.3% (増)
・高齢者自身が屋外歩行や自転車運転を体験する交通安全教育	26.9%	36.2% (増)
・高齢者の特性などを理解してもらうための一般の人に対する交通安全教育	29.7%	34.5% (増)



交通安全に関する特別世論調査

調査時期：平成 16 年 12 月 9 日から平成 16 年 12 月 19 日
調査対象：全国 20 歳以上の者 3,000 人
回収結果：2,048 人 (68.3%)

平成 17 年 1 月

話は変わりますが、次に時事問題として「交通安全」についてお伺いします。

〔資料 1 をよく読んでもらい、資料 2 (政府広報) を見てもらってから質問する〕

〔資料 1〕

政府は、「世界一安全」な道路交通の実現をめざして、10 年間で交通事故死者数を 5 千人以下とするとの目標の下、道路交通法の改正や高齢者対策など様々な施策を行っています。

Q 1 〔回答票 12〕今年 11 月から、改正道路交通法の一部が施行されました。あなたは、次のことについて、知っていましたか。

	知っていた	知らなかった
a 運転中の携帯電話使用に対する罰則の強化	(97.3)	(2.7)
b 飲酒検知拒否への罰則引き上げ	(71.8)	(28.2)
c 集団暴走行為への罰則強化	(55.3)	(44.7)

〔資料 3 をよく読んでもらってから質問する〕

〔資料 3〕

夜間、道路を歩くとき反射材を身につけるとドライバーの目にとまりやすく、交通事故防止に効果的だと言われています。

政府では、この反射材を国民の日常生活の中により深く浸透させるため、反射材用品と呼ばれる反射ステッカー、タスキなど小物類のほか、製造段階から反射材が組み込まれた衣服、くつ、かばん、傘など身の回り品の普及に力を入れているところです。

Q 2 〔回答票 13〕あなたは、夜間の歩行用として、反射材用品または反射材が組み込まれた身の回り品を持っていたり、活用したりしていますか。この中から 1 つだけお答えください。

- (10.3) (ア) 持っており、ふだんから活用している
- (7.7) (イ) 持っているが、あまり活用していない
- (8.4) (ウ) 持っているが、活用していない
- (59.4) (エ) 持っていないが、知ってはいる
- (13.7) (オ) 持っていないし、知らない
- (0.6) わからない

〔 Q 2 で(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)と答えた方に〕

S Q 1 〔回答票 14〕あなたは、夜間の歩行用の反射材用品または反射材が組み込まれた身の回り品として、どのようなものを知っていますか。この中からいくつでもお答えください。(M. A.)
(N=1,756)

- | | | | | | |
|------------|-------------------|--------|-----|-------|---|
| (82.1) (ア) | 反射材ステッカー、タスキなど小物類 | (11.4) | (カ) | 傘 | |
| (45.7) (イ) | ウェア、コートなど衣服 | (0.4) | | その他(|) |
| (23.2) (ウ) | 帽子 | (2.9) | | わからない | |
| (57.0) (エ) | くつ、サンダルなど履物 | | | | |
| (30.5) (オ) | かばん、バッグ類 | | | | |

注 (イ)~(カ)は、製造段階から反射材が組み込まれたものに限る。

(M. T. = 253.1)

〔 Q 2 で(ア)、(イ)、(ウ)と答えた方に〕

S Q 2 〔回答票 14〕あなたは、夜間の歩行用の反射材用品または反射材が組み込まれた身の回り品として、どのようなものを持っていますか。この中からいくつでもお答えください。(M. A.)
(N=539)

- | | | | | | |
|------------|-------------------|-------|-----|-------|---|
| (78.7) (ア) | 反射材ステッカー、タスキなど小物類 | (3.2) | (カ) | 傘 | |
| (21.7) (イ) | ウェア、コートなど衣服 | (1.1) | | その他(|) |
| (5.8) (ウ) | 帽子 | (0.4) | | わからない | |
| (25.2) (エ) | くつ、サンダルなど履物 | | | | |
| (8.3) (オ) | かばん、バッグ類 | | | | |

注 (イ)~(カ)は、製造段階から反射材が組み込まれたものに限る。

(M. T. = 144.3)

〔 Q 2 で(ア)、(イ)、(ウ)と答えた方に〕

S Q 3 〔回答票 15〕あなたは、夜間の歩行用の反射材用品または反射材が組み込まれた身の回り品をどのようにして手に入れましたか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)
(N=539)

- | | | |
|------------|----------------|---|
| (9.1) (ア) | スーパーマーケットで買った | |
| (6.7) (イ) | 百貨店で買った | |
| (20.8) (ウ) | ホームセンターで買った | |
| (0.9) (エ) | コンビニエンスストアで買った | |
| (5.2) (オ) | カー用品店で買った | |
| (10.6) (カ) | スポーツ用品店で買った | |
| (2.2) (キ) | イベント会場で買った | |
| (4.1) (ク) | その他で買った(|) |
| (21.0) (ケ) | 交通安全教室でもらった | |
| (3.7) (コ) | 街頭配布でもらった | |
| (0.9) (サ) | 家庭訪問でもらった | |
| (14.7) (シ) | 家族、知人からもらった | |
| (7.6) (ス) | イベント会場でもらった | |
| (19.9) (セ) | その他でもらった(|) |
| (0.4) | その他 | |
| (1.9) | わからない | |

(M. T. = 129.5)

〔 Q 2 で(ア)、(イ)と答えた方に〕

S Q 4 〔回答票 16〕あなたは、夜間の歩行用の反射材用品または反射材が組み込まれた身の回り品として、どのようなものを活用していますか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.) (N=367)

- (66.2) (ア) 反射材ステッカー、タスキなど小物類
- (18.5) (イ) ウェアー、コートなど衣服
- (4.1) (ウ) 帽子
- (24.5) (エ) くつ、サンダルなど履物
- (6.5) (オ) かばん、バッグ類
- (3.0) (カ) 傘
- (1.9) その他()
- (6.5) わからない

注 (イ)~(カ)は、製造段階から反射材が組み込まれたものに限る。

(M. T. = 131.3)

〔 Q 2 で(イ)、(ウ)、(エ)と答えた方に〕

S Q 5 〔回答票 17〕あなたが、夜間の歩行用の反射材用品または反射材が組み込まれた身の回り品を持たなかったり、活用しなかったりするのなぜですか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.) (N=1,546)

- (1.6) (ア) 効果がないと思うから
- (3.0) (イ) どのような効果があるかよくわからないから
- (25.2) (ウ) いちいち身につけるのが面倒だから
- (8.2) (エ) かっこうが悪いから
- (6.5) (オ) 色やデザインが良くないから
- (3.2) (カ) 高齢者のように見られると思うから
- (15.5) (キ) ふだんから交通安全に心がけており、そのようなものを身につける必要がないから
- (2.7) (ク) 交通事故は自分には関係ないことと思うから
- (10.7) (ケ) どこで手に入れたらよいのかわからないから
- (2.1) (コ) 値段が高いから
- (28.1) その他()
- (21.5) 特に理由はない
- (3.2) わからない

(M. T. = 131.6)

(全員に)

Q 3 〔回答票 18〕あなたは、高齢者の交通事故を防ぐためにはどうすればよいと思いますか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

- (24.4) (ア) 家庭における高齢者を含めた話し合い
- (16.2) (イ) 交通安全指導員などによる高齢者家庭への訪問指導
- (48.4) (ウ) 自治会、町内会、老人クラブなどで高齢者に対して行う交通安全講習
- (34.5) (エ) 高齢者の特性などを理解してもらうための一般の人に対する交通安全教育
- (36.2) (オ) 高齢者自身が屋外歩行や自転車運転を体験する交通安全教育
- (40.3) (カ) 高齢運転者に対して行う運転実技指導
- (43.8) (キ) 高齢者の運転免許取得の制限、検査の強化
- (26.6) (ク) 高齢者の安全確保のための交通安全施設の整備
- (3.4) その他()
- (2.7) 特にない
- (2.3) わからない

(M. T. = 278.8)

「世界一安全」な道路交通の実現をめざして

道路交通法の一部改正により、11月1日から罰則を強化!

もうこんな違反行為は許しません



運転中の
ケータイ電話の使用は
5万円以下の罰金!!



飲酒検知拒否の罰金を
5万円以下から
30万円以下に
引き上げ!!



集団暴走行為をしたら
それだけで**検挙!!**

道路交通法の
ここも改正しました

自動二輪車の二人乗り規制を見直し、
一定の条件のもとに高速道路での二
人乗りができるようになります。
(平成17年6月8日までに施行)

駐車違反した車両の運転者の責任が追及できない場合には、車両の
使用者(車検証に記載されている管理者)に対して放置違反金の納付
を命じます。また、駐車違反対応業務について民間委託を可能にします。
(平成18年6月8日までに施行)

車両総重量5～11トンの自動車等新
たに中型自動車とするともに、これに
対応して中型免許を新設します。
(平成19年6月8日までに施行)

 政府広報 | 警察庁
【政府広報オンライン】
<http://www.gov-online.go.jp/>